



指定自動車教習所は、届出教習所や自動車練習施設とは異なり、  
公安委員会が定めた基準(人＝指導員等、物＝運転コース等、運  
営＝練習カリキュラム等)に適合し、公安委員会から「指定」という  
形式で認定された施設です。

この明るいブルーは、信頼・安心・進歩を表しています。